

消費者団体訴訟制度の実効的な運用に
資する支援の在り方に関する検討会
第8回議事録

消費者庁消費者制度課

第8回消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の
在り方に関する検討会
議事次第

日 時：平成28年6月24日（金）10:00～11:11

場 所：中央合同庁舎第4号館
共用第3特別会議室

1. 開会
2. 取りまとめ②
3. その他
4. 閉会

○升田座長 それでは、定刻前ではありますけれども、一応、現時点で御出席いただける予定の委員の方が全員おそろいですので、これから第8回「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」を開催いたします。

本日の検討会は最終回ということになりますので、取りまとめに向けた御議論をお願いしたいと思います。

では、最初に、本日の配付資料につきまして、消費者庁から御説明をお願いいたします。

○加納課長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、長村委員が御欠席でございます。岡本委員はちょっと遅れて御参加というふうにお聞きしております。

配付資料でございますが、資料1といたしまして、報告書(案)をお付けしております。これは前回のものから修正履歴付きでお示ししているものであります。

それから、タイトルを付けていなくて恐縮なのですが、参考資料というもので、これは報告書に添付するということを想定しているものですが、委員名簿等を書いているものをお付けしております。

それから、伊藤委員から委員提出資料といたしまして修正案ということまでいただいております。これはまた後ほど御紹介いただければと思います。

そのほか、いつものように基本資料集をお手元に置かせていただいております。

資料については、以上でございます。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、早速、議題に移りたいと思いますが、資料1の第1につきましては、前回からの変更はないということでございます。

資料1の第2の変更点について御説明をお願いいたします。

○小田専門官 では、資料1の第2の変更点について御説明させていただきます。ページ数としては7ページになります。

ここの第2の部分は、適格消費者団体に対するヒアリングを行った部分についてございまして、2のところは活動資金に関するものです。先回の検討会で伊藤委員の方から、結局、団体の方が差止請求を思うようにできていないということが現れたのではないかという御指摘をいただきましたので、そういう修正を加えております。

飛びまして、10ページをご覧ください。10ページの中段の「(4) PIO-NET端末の配備について」でございます。

従前の取りまとめ案では、団体の方が配備に関する懸念から、消極的な意見も多くみられたとなっている部分について、消極的なわけではなくて、単に配備・維持費用を懸念しているのではないかという御指摘をいただきましたので、そういうふうに修文しています。

末尾のところなのですが、セキュリティー対策が必要となることを指摘する意見があっただけではなくて、それらについて対応するという意向であった。そういう団体もあった

ということを書いてはどうかというのがありましたので、書いております。

第2の部分については以上になります。

○升田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの消費者庁の御説明につきまして、御質問・御意見などがございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

引き続きまして、第3の変更点について御説明をお願いいたします。

○小田専門官 第3は「情報面の支援」に関する部分になります。

12ページをご覧ください。冒頭部分、情報面の支援をする趣旨を若干補強させていただいております。

13ページになります。13ページの中段の「(2)申請できる場合」についてですが、従前、申請できる場合、将来、消費者契約法の逐条解説等の改訂の際に、明記してはどうかということを書いておりましたが、委員の方から「必要な限度に」の考え方は先に関係各所に周知すべきではないかという御指摘をいただきましたので、そういうことを追記しております。

(3)の部分で「PIO-NETシステム」と書いてある部分の「システム」を全部消してありますが、これはもともとPIO-NETという言葉の中にシステムという意味が含まれていますので、全て「システム」という文字を削除しております。

14ページになります。まず、14ページの上から3行目の「地方公共団体の理解が十分には得られていない」というところで、従前の案は地公体の理解が得られていないと書いてあったところなのですけれども、伊藤委員の方から、得られていないわけではなくて、実際、処理結果を開示している地方公共団体があることからすると、十分に得られていないという程度ではないかという御意見をいただきましたので、そういうふうに修正しております。

その下のところについてですが、処理結果を開示するかどうかの問題については、処理結果の全てが開示されるべきかどうかということよりも、処理結果に含まれる情報のうち何が特定適格消費者団体が被害回復のために活動を行う上で必要なのかということを検討してはどうかとか、また、処理結果に含まれる情報も開示されることが望ましいということを先に地方公共団体に周知してはどうかという御指摘がありましたので、そういう修正を加えているところになります。

15ページになります。15ページのPIO-NET端末の配備に関する事項で、伊藤委員であったと思いますが、団体の方で配備に関する費用の負担というものを懸念する意見があるので、それが前提になるわけではないにしても、そういうことを解消する方策を検討してはどうかという御指摘をいただきましたので、そういう修正をしているところになります。

17ページになります。17ページの「(3)その他」の部分で、従前は詐欺的な悪質事

業者に関することを書いてあったわけですが、磯辺委員の方から、食品表示法に基づく差止請求のように、科学的な知見が必要になるような事案では検査機関との連携なども必要なのではないかという御指摘をいただきましたので、そういう趣旨を加えているところになります。

私の方からは以上になります。

○升田座長 ありがとうございます。

第3につきましては、伊藤委員から修文意見が出されておりました、資料の一番最後にございますが、これについて、書面を皆、拝見しているという前提で、特に何か付け加えたいということがありましたらお願いいたします。

○伊藤委員 ありがとうございます。

この修文案の趣旨について御説明をさせていただきたいと思います。

この修文案は、情報の支援のその他の地方公共団体との連携の部分でございすけれども、この項目については前回も発言をさせていただいたところではありますが、それが修文を求める意見なのか、感想なのか、はっきりしないというところもあったかもしれません。そこで、改めて検討の上、今回、修文案を準備させていただきました。

修文の趣旨としては大きく2点でございす。

まず、地方公共団体によって自主的に情報提供がなされることが本制度による消費者被害の未然防止と被害回復のために有益で望ましいということを明確に書いていただいておりますので、そうでしたら、それを後押しするための方策として、根拠規定の整備の検討と併せて、まずはそれを周知する取組をぜひお願いしたいという趣旨、すべきではないかという趣旨でございす。そこで最後の段落の部分に、それを付け加えております。

2点目ですけれども、この自主的な情報提供を後押しするための根拠規定の整備についての検討についての書きぶりです。報告書（案）では、根拠規定を整備するなどが考えられるとしつつも、結論部分ではその是非も含めて検討するとされております。

その理由については「もっとも」以下に2つ挙げられているのですけれども、その1つ目が地方公共団体から情報提供があったとしても費用が必要なもので、差止請求等のための活動をすることができるとは限らない。これは団体側の事情としてそのように書かれています。2つ目として、自主的に情報提供したいという要望がどの程度、地方公共団体にあるのか、明らかではないという、この2点が指摘されているところでございす。

そこで、まず2つ目に指摘されている、自主的に情報提供したいという要望がどの程度あるか、明らかではないという点でございすけれども、自主的に情報提供されることが望ましい。それは意義があるのだというふうに考えるのであれば、地方公共団体に要望があるかどうかは問題ではなくて、むしろ地方公共団体に自主的に情報提供したいというふうに思っただけのための、その前提となる、自主的に情報提供することの意義についての理解がどのぐらい得られているのかが問題とされるべきではないかなと思います。意義を十分に理解していただければ、自主的に情報提供することによって被害防止・被害回

復につなげたいという具体的なニーズ・要望が生まれてくるはずではないかと考えております。

実際、前回紹介させていただいた私の地元の方の自治体との情報交換におきましても、情報提供する意義を理解していただいているからこそ、相談者に対して当団体に情報提供するように勧めてくれております。ただ、それでも実際にはなかなか相談者自身から適格消費者団体に情報提供がなされるというのが、紹介した割合に対してかなり割合が低いという実情がございますので、本当はさらに進んで、地方公共団体からダイレクトに情報提供できればという思いがあるというふうに伺っているところです。

この点につきまして、今回、また改めて、普段から連携をさせていただいています別の自治体の担当者の方にも御意見を伺ってみましたのですけれども、やはり特に消費者契約法の不当条項が使用されている事案などは、解釈の問題というものもありますので、行政としてなかなか是正指導をやりにくいという面がございます。また、その権限がないということがありまして、個別の解決は図られても全体としての被害防止につながらないという思いがあって、差止請求できる適格団体に情報提供しやすくなればありがたいという御意見をいただいております。理解さえ進めばニーズはあると確信しているところでございます。

そして、その上で次の段階、その次の段階に出てくるものが、情報提供をした場合に、団体としていろいろな制約があることから、必ずしも全てに取り組みるとは限らない、という点が出てくるのではないかとということです。団体としては、できる限り期待に応えたいという気持ちではございますけれども、確かに情報提供する地方公共団体の立場からしますと、せっかく情報提供したのにといい思いになってしまって、消極的になってしまうのではないかとこの心配はございます。

ただ、この点は自主的な情報提供を後押しする方策を進めること、それ自体の消極的な材料というよりも、むしろ後押しする方策を進めるに当たって留意しなければならない事項として位置付けられるべき問題ではないかと考えます。そういう意味で、この修文案では、この記載の順番を入れ替えた上で、障害という意味合いではなくて、留意事項であるということを確認にする表現とさせていただきました。

そして、最後の結論部分ですけれども、先ほど述べました、周知することを加えたということのほか、単に周知するだけでは十分とは言えないだろうと思っておりますので、地方公共団体の消費者行政実務の実情や団体との日頃の連携の在り方など、自主的な情報提供を推進するに当たって障害となることはないかという観点から、団体や地方公共団体の意見を聴きながら検討を続けることは、まさに新制度も10月1日から施行されようとしている今、取り組むべき課題であるはずですので、将来的な課題ということではなく、引き続きという形で検討すべき課題であるということをお願いしたいなと思い、この修文案を提示させていただいた次第です。

以上です。

○升田座長 それでは、消費者庁の御説明、それから、伊藤委員の御説明について、御意

見・御質問がございましたらお願いいたします。

どうぞ、磯辺委員。

○磯辺委員 ありがとうございます。

伊藤委員からの修正案について拝見しまして、基本的には賛成する方向で少し意見を申し上げたいと思います。

1つは、地方公共団体が精査をした情報を提供していただいて、適格消費者団体がそれで差止請求等の活動を行う、若しくは特定適格消費者団体が被害回復のための活動を行うというふうなことについて、留意点というふうな程度で触れて訂正してはどうかという、その点についてですけれども、適格消費者団体の意向も少し確認する必要があるかと思ひまして、少し電話もして訊いてみたのですが、地方公共団体が精査して、差止めや被害回復の必要性が高いという判断の下で提供されるべき事案であれば、団体として、適格消費者団体としての検討でも、より優先して取り組むという判断に、もちろん、事案に応じて判断はするわけですけれども、そういうふうにして精査していただいている事案であれば、そういう優先して取り組むという判断になろうという感触でのお話を伺っておりますので、私どもとしてもそのように考えておりますので、その点を1つ、補足の意見として述べたいと思います。

もう一つ、末尾の「地方公共団体のニーズを踏まえ」という、その「ニーズ」という文言なのですけれども、ここはやはり修正案を拝見して、確かにニーズというのは違和感が少しあるかなと思った次第です。というのが、地方公共団体の固有のニーズというよりも、前段で既にこの報告書の案でも述べられていますように、地方公共団体からの精度の高い情報に基づいて被害回復や差止請求を行うというのは意義があることなのだとということが前提にあるかと思ひます。そのことについては地方公共団体にも、今はまだ理解はしていただけていない状況はあるかもしれませんが、その意義は理解していただくというふうな、そういう関係ではないかなと思ひておりまして、ただ、実際に運用しようと思ひますと、個人情報保護の問題とか、いろいろ地方公共団体の行政運営上配慮すべき事項ということも出てくると思ひますので、そういった点も踏まえて、地方公共団体のニーズというよりも、地方公共団体の意見というものを踏まえ、意見を聴いて検討するという、この表現でいいのではないかと思ひております。

○升田座長 そのほかの委員、いかがでしょうか。

どうぞ、大高委員。

○大高委員 ありがとうございます。

私の方からもまず、伊藤委員からの修文意見に対する私の意見を申し上げたいと思ひます。私も基本的にはおおむね、この修正案に共感を覚えるものでございます。

まず1点目として、当初案を拝見していたときに、地方公共団体の自主的な情報提供を後押しすることは望ましいという一定の方向は示されつつ、それに対する、慎重に検討すべき要素として、団体が全て応えられるわけではないというところが最初に書かれている

点に非常に違和感を覚えておりました。といいますのは、やはりこの検討会はそういう現状を踏まえて、団体がそういうしんどい状況にあることを踏まえて、では、どう支援しようかという検討会でありますので、そういう否定的なことが最初に出てくるのは非常に違和感がある。むしろ、それを何とかしようというのがこの検討会の趣旨でありましたので、伊藤委員の修文のように、留意点としてお書きいただくのが基本的には適当ではないかなと思っております。

2点目として、私は、現状、すぐに法規定とかを変えるのは難しいとしても、地方公共団体に周知を図ることを強調されるのは非常にいい視点であろうと思っております。具体的には施行規則の31条の2項の、PIO-NET情報以外の情報を提供することは妨げるものではないという規定が、地方公共団体によっては積極的に情報を出さなくてもいいのだなというふうにマイナスのメッセージを送っている面があるのかもしれない。そういう意味で、いや、そういう趣旨ではないですと。積極的にやっていただいているのですよということを知るのは非常に大きな意味があるのではないかと考えているところでありますので、基本的には伊藤委員の修正案を支持したいと思っております。

以下、私個人の意見を申し上げたいと思います。

私の方は、まず第3の1の(3)であります。PIO-NET情報の提供される情報の範囲、具体的には14ページに関して意見を申し上げたいと思います。

今回の修正によって、前回お示しいただいた当初案と比較しますと、一定の検討の方向性が示されたものではないかと理解をしておりますし、その点は評価したいと思います。しかしながら、やはり一定の処理結果を特定適格団体に共有してもらうということは新制度の円滑な運用にとって非常に有益なことは明らかでありますので、地方自治体の中に非常に消極的な意見があるということはもちろん承知はしておりますけれども、もう少し踏み込んだ表現ぶりがあるってよいように思っております。

以下、具体的に御提案したいと思います。

まず1点目が、今後の検討の進め方です。今、お示しいただいた案によれば、将来的課題としてというふうに表現していただいておりますけれども、このような表現ですと、他の項目の表現ぶりと比較したときに、早急に検討しなくてもよいというように読めるようにも思われます。やはりその課題の重要性からしますと、引き続き御検討いただくというのが適当ではないかと思っておりますので、その点、修文されてはいかがでしょうか。

2点目は、この当面の方策としての地方自治体に対する周知であります。処理結果を含めた情報が開示されることが望ましいということから周知すべきだという旨が入った点は評価したいと思います。ただ、処理結果を開示することについて地方自治体の中には慎重な意見があるということ踏まえ、単に処理結果を開示することが望ましいと周知するだけではなかなか状況は改善しないという面もあるのではないかと考えております。

これまでのこの検討会の議論を聞いておきますと、やはり新制度の関係で特定適格消費者団体が最も欲しい情報は、結局のところ、事業者によって被害回復がされたのかどうか

ではないかと思っております。自治体の慎重な意見を考えますと、やはり特定適格消費者団体が処理結果の情報の全てを何から何まで知りたいと思っているわけではないということを知っていただくのは非常に意味があるのではないかと思っております。

その意味で、14ページの(4)の前のパラグラフの4行目でしょうか。「特定適格消費者団体が被害回復のための活動を適正に行う上では『処理結果』に含まれる情報も開示されることが望ましい旨を周知する」という点を、処理結果に含まれる情報、とりわけ事業者により被害回復がなされたかどうかに関する情報も開示されることが望ましいというように修正をしていただけたらいかかと思っております。

もう一点だけ申し上げさせていただきます。同じく第3の「2 そのほか」の「(3) そのほか」でございますけれども、ここで検査機関との連携を検討することの必要性が加筆された点は評価したいと思います。

これは質問になりますけれども、今回「例えば」ということで食品表示法に基づく差止請求というものを例示していただきましたが、これは恐らく前回の検討会で出たところからかと思っておりますけれども、これはあくまで例示であって、例えば景品表示法とかその他のものについても当然、検討について排除するものではないのかどうかについて、この点についてはちょっと確認を、御質問をさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○升田座長 では、3番目の点をお願いします。

○加納課長 大高委員からの御質問の点は御指摘のとおりというふうに理解しております。これは「例えば」ということで、あくまでも例示であるということと考えております。

○升田座長 そのほか、いかがでしょうか。

前回以来申し上げますけれども、今日は最終回ということで、まとめの方向にお願いしたいということですが、今、大高委員の2番目の御質問は重複にわたりますので、もう特段、そのところをあえて記載するほどのことはないという具合には思いますけれども、最初のところは先ほどの伊藤委員とほぼ同じ内容の御質問かと思っておりますので、この点をどうするかということです。

○加納課長 まず、伊藤委員と大高委員から、あと、磯辺委員からも関連して御指摘がありましたけれども、ちょっとお聞きしつつありますが、今、座長のおっしゃった引き続きの点は「将来的な課題として」という言い方があまり前向き感がなくてどうかということかと思っておりますので「引き続き」という言葉を入れるというのも一案としてあるのですけれども、その上のところで、14ページの該当箇所のパラグラフの下から3行目ぐらいに「引き続き検討しつつ」というものがございますので、ちょっと気になるというのであれば「将来的な課題として」を落とすとか、そういうぐらいでしたらいいのではないかという気がいたしました。

それから、処理結果の情報開示の点も、要するに地方公共団体の御理解がどこまで得られるかというところにかかりかかっておりますので、さらには相談員さん、PIO-NETにいろ

いろと相談情報を書き込む相談員さんの懸念というところがありまして、そこについての御理解がどれだけ得られるかというのが今の状況であるということで、現時点では直には難しいところがあるということも踏まえつつ、こういうふうな形をとるといいますが、被害回復がされたかどうかという点が情報として欲しいのだということであれば、その点を明らかにするという意味での修文は対応できるのではないかと。具体的に申し上げますと、大高委員がおっしゃった、処理結果に含まれる情報、とりわけ被害回復されたかどうかについて、ということを入れることぐらいは可能ではないかという気がいたしました。

問題は、伊藤委員の修正案の趣旨として、当然、現状を変えていくために私どもとしてはいろいろとやるべきであると思っておりますので、例えば望ましい旨の周知とか、こういうところはあり得るかなとは思っておりますけれども、これも私どもが懸念しておりますのは、1つはやはり地方公共団体の立場として、先ほどのお話で、精査した情報を下さいということで、それは団体の立場からしたら当然そうなのでしょうけれども、精査しなければならないのかといいますと、地方公共団体の場合にはやはり本来業務の関係があるわけでありまして、そこまで手が回るのかという実情もあるのではないかと想像いたします。そういう中で、可能な範囲で適格団体にも使ってもらえる情報を適宜提供していただくのは、それはいいと思うのですが、精査をしなくてはいけないのかというふうになりますと、これはまた地方公共団体の御理解が得られるのかという問題があるのではないかと。

もう一点、逆に私どもが気にしておりましたのは、団体の方としましても、あまり次から次へと情報が来て、当然、地方公共団体の方からしますと、情報提供したのであれば、その情報についてどういう対応をしたのかということについて教えてくれという話になってもおかしくないと思っております、そうしますと、団体の方としてそれへの対応という新たな業務が発生するわけでありまして、団体としてそこまでしても対応していくのだということの共通理解があるのか。

磯辺委員のお話ですと、精査した情報をくれるのはありがたい。それはそのとおりだと思いますけれども、そこは地方公共団体の方からいたしますと、要するにその手間暇が生じるわけでありまして、やはりできる範囲の情報となりますと、あまり精査できていないのだけれども、とりあえずどうぞということになりかねない。

そういった場合でも、その後、どうなるのですかという話になったときに、団体としては当然、優先順位をつけてやらざるを得ないということで、地方公共団体から情報をいただいたとしてもちょっと手が回らないということもあると思うのですが、それでも地方公共団体からしますとどうなりましたかみたいな話になったときにどこまで対応できるかというのがお聞きしながら気になりましたので、そこはもうちょっと議論を深めていただけたらいかと思います。

○升田座長 先ほどの御意見を伺っていますと、基本的にという言葉をおっしゃってまいりまして、言葉一つ一つということではないということと、実情は、今、課長からお話がありましたところですので、そのあたりを調整しないといけないのですけれども、最終的に言

葉一つ一つまでこの会議で御了解いただけるかどうかというのはなお疑問がありますので、若干、この会議の終わり方を考えないといけないのですが、その前提で、他の委員の方で何か御質問がありましたら、あるいは御意見がありましたらお願いいたします。

どうぞ、大高委員。

○大高委員 今、加納課長のお話を伺ってしまして、具体的には「もっとも」の段落をどうするのかということと「そこで」からの段落をどうするか、2つあるかと思えますけれども、「もっとも」以下の段落に関してはいろいろなお考えがあるのかなと思えますが、少なくとも周知をしっかりと図るということについては、恐らく、まず当面、庁としてやっていただく方策としていい方向の話ではないかと思えます。こちらの方については少なくとも御採用いただく方向で御検討いただくのはいかがかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○升田座長 磯辺委員、どうぞ。

○磯辺委員 ちょっと状況認識ということで、前段で東京都と全相協さんと私どもとで少し情報提供の在り方について検討させていただいてきた経過がございますけれども、その中で受けた私の印象で言いますと、やはり地方公共団体として特定適格消費者団体に情報を事業者名も含めて出すということはかなりハードルが高いものでして、逆にどうしてこの事案を出すのか、どういう根拠があって出すのかということはかなり精査してから出されるだろうなという、多分そういうスタンスになるだろうなというふうなことが印象としてありましたので、そのことを前提に意見を述べさせていただいたということです。

○升田座長 他の委員の方、いかがでしょうか。

それでは、最後にもう一度お諮りいたしますけれども、今、いろいろ御意見をいただいたところを踏まえて合意いただかなければいけないということになりますので、その辺を踏まえて、また何か意見がありましたらお願いいたしたいと思えます。ありがとうございました。

引き続きまして、第4の変更点についての御説明をお願いいたします。

○小田専門官 「第4 財政面の支援」の変更点について御説明します。

19ページになります。19ページのまず上の方で、先駆的プログラムの取組事例の周知というところを従前書いていましたが、磯辺委員から、過去の取組事例と今後考えられる取組事例というふうに具体的にした方がいいのではないかとということで指摘がありましたので、そういうふうになっています。

「2 寄附増進の方策」のところですが、これは前までは民間基金としか書いていなかったのですが、前回の検討会で、もうちょっと大きな枠で考えてはどうかみたいな御意見をいろいろいただきましたので「2 寄附増進の方策」として書かさせていただいています。

まず「(1) 制度の周知・広報」というところがありまして、この制度がより周知されて、団体の活動もより周知されていくようになれば国民から支持されるのではないかといいところがありまして、消費者庁において、そういう支援が受けられるよう周知を図るこ

とが適当みたいなところを書いております。

(2)で、認定NPO法人制度とクラウドファンディングのことを書いております。適格消費者団体及び特定適格消費者団体の多くはNPO法人で、NPOについては認定NPO法人という税制上の優遇措置があります。それで、既に認定NPO法人になっている適格消費者団体も存在していますので、適格消費者団体及び特定適格消費者団体は引き続き、この認定NPO法人制度を活用することが望ましいと思われまます。

ただ一方で、認定NPO法人になっただけで寄附がそれほどばんばん増えるかといったら、そうではないという事情があると思ひまして、特に近時、公衆から寄附を募る手法としてクラウドファンディングというものが注目されております。適格消費者団体及び特定適格消費者団体は、現行の法規定に合致する範囲でこういうクラウドファンディングのサイトに登録するとすれば、より一層、寄附が集まるのではないかとこのところがありますので、そういうことをしてはどうかということを書かさせていただいております。

それで、従前の「2 民間基金」のところについて、これは「(3) 民間基金」というふうに整理させていただきまして、前回の検討会で長谷川委員の方から、消費者庁が民間基金の運営に関与することは必ずしも望ましいわけではないではないかという御指摘をいただきましたので「ことが考えられ」ぐらいにしております。そのほか、回りくどい表現がいっぱい書いてありましたので、そこら辺を整理しているというふうになっています。

以上になります。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの消費者庁の御説明につきまして、御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ、磯辺委員。

○磯辺委員 ありがとうございます。

クラウドファンディングに関わる記載のことについて、少し確認的な質問をさせていただきます。

寄附型クラウドファンディングには2つの形態のものがあるというふうに私は認識しております、1つはクラウドファンディングが登録団体、ここで言うと適格消費者団体等になるわけですが、その代理として寄附を個人から受け取って、登録団体に交付するというパターンのもので、もう一つ、クラウドファンディング自身が個人から寄附を受け取って、その後、登録団体にクラウドファンディングとして寄附をするものということで、2つの形態があるというふうに認識しているところです。

報告書(案)の「現行の法規制に合致する範囲においてクラウド・ファンディングを活用し」という意味は、寄附者名簿の整えとの関係がございますので、先ほどお話しした後者の、クラウドファンディング自身が個人から寄附を受け取って、そのクラウドファンディングの運営主体として登録団体に寄附をするというタイプを想定していらっしゃるのかなというふうに読んだところですが、そういう場合には、寄附者名簿にはクラウドファン

ディングの運営者、団体に寄附を直接する者を寄附者として報告すれば足りるという扱いでいいのかということ念のために確認させていただければと思います。

○升田座長 質問だということですので。

○小田専門官 今の磯辺委員からの御質問についてですが、今、磯辺委員がおっしゃられたものに、基本的には寄附の寄附型みたいなものであれば現行の法規定に合致するのかなと考えております。その場合に、一番最初に寄附した消費者について、団体の方は把握する義務はないというふうに考えております。

○升田座長 よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、塚本委員。

○塚本委員 クラウドファンディングについて関連した質問なのですが、最初は見えていて特に違和感はなかったのですが、これを読むと、消費者庁が要するに寄附を集める手法の一つとしてのクラウドファンディングを推奨しているような印象を受けます。例えば「適当であり」とまで言うてしまうと違和感を覚えます。クラウドファンディングというものはあくまで寄附を集める一つの手法にしかすぎないのに、「適当」とまで言うてしまうと何か消費者庁がそれを推奨しているような印象を受けるので、もう少し柔らかい表現にした方がいいのかなと思います。

○升田座長 どうぞ。

○加納課長 今の塚本先生の御指摘で、例えば20ページの「クラウド・ファンディングを活用し、積極的に寄附を募ることが適当であり」。こちらだと私どもは思うのですが、ちょっと強いというふうに御指摘いただきましたので「募ることが考えられる」ぐらいの、ニュートラルな表現を工夫してみたいと思います。

○升田座長 では、よろしいでしょうか。後段の「適当」は周知の方ですので、前段と後段で意味が違うところはありますけれども、そのほか、いかがでしょうか。

大高委員、どうぞ。

○大高委員 ありがとうございます。

財政面の支援に関しては、まず一言申し上げておきたいのは、やはり前回も申し上げましたけれども、適格消費者団体や特定適格消費者団体に対する公的な財政的支援をすることについて、将来の検討の必要性も含め、一切、あまり触れられていないのは大変残念に思っております。もちろん、この検討会の中で、まず消費者から団体が支援を受けることは重要であるという意見があったことは承知しておりますし、私もその点については本当に共感をするものでありますけれども、消費者からの支援だけではどうしても足りない、不足するときに、制度を適正にきちんと回すために、行政から団体に対して補充的に財政的支援を行うということは、ある意味で制度を作った者の責任として当然検討されるべきことではないかというふうに私は個人的には思っております。

結論として、本日の取りまとめにこの内容で反対をするものではありませんけれども、

この点については法律の附則で求められた検討課題になかなか十分受けとめ切れなかった部分ではないかなと思っておりますので、この点は意見として指摘をしておきたいと思っております。

2点目として、これも前回も申し上げましたけれども、寄附の関係ですが、寄附者の名前を常に団体において把握をして報告しなければならないとしますと、やはり消費者の方から広く薄く寄附を集めるという観点から一定の障害になり得るのではないかという問題意識を私、現在も持っております。先ほど事務局の方から御回答がありましたように、一旦、特定の第三者が寄附を集めた後に、その第三者の名義で寄附をするのであれば、寄附の寄附型という表現がございましたけれども、実際に出捐をした人の氏名の情報までは把握する必要はないということであれば、今、こちらの取りまとめにありますように、クラウドファンディングも含めて団体の方で広く寄附を募る工夫は一定可能になってくるのかなと思っております。

ですので、当面の方策として、この取りまとめの方向性自体には反対はいたしませんけれども、やはり施行後の状況を見て、きちんと、うまく寄附が集まらないねということであれば、しっかりと改めて支援策を考えるということはあるといいかなと思っておりますので、意見としては申し上げておきたいと思えます。

○升田座長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 すみません。ちょっとつまらないことなのですが、確認です。19ページの（1）の2パラグラフ目の周知の話と、次の20ページの（2）の最後の行の周知の話は重複しているような気がするのですが、違うことを言うておられるのでしょうか。

○升田座長 どうぞ。

○加納課長 19ページの（1）は制度そのものに関する周知ということで、こういった制度がある。適格団体の差止めと特定適格団体の被害回復ということでありますが、20ページの周知は、クラウドファンディングの手法について一定の活用ができるということの周知ということでございます。

○升田座長 そのほかの委員の方、いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

第5につきましては前回からの変更はございませんので、引き続きまして、第6及び第7の変更点について御説明をお願いいたします。

○小田専門官 「第6 そのほか」の修正点について御説明します。

ページ数でいきますと、27ページになります。27ページの「4 認定の有効期間の伸長」のところで、従前は「検討を続けることが適当」というふうな記載ぶりでしたが、大高委員から、伸長する方向をもうちょっと前向き感を出して書いてほしいという御指摘をいただきましたので「伸長する方向で検討を進めることが適当」というふうに記載しております。

それで、第7になります。「第7 おわりに」の部分です。

ここは幾つか御指摘をいただいておりますので、元々、行政として民間団体を活用しという表現になっている部分について、長谷川委員の方から、ちょっと上から目線ではないかという御指摘をいただいておりますので「活用」ではなく「連携」ということを記載させていただいております。

岡本委員から、行政と民間団体が共にやっていくようなイメージが出せるといいのではないかと御指摘をいただきましたので「行政機関と民間団体がそれぞれの果たすべき役割を果たしつつ消費者問題に対処すべきであり」という記載ぶりにしております。

中段になりますが、榎本委員から、支援はしていくにしても、当然のこととして、適格消費者団体と特定適格消費者団体に対しては適切な監督がされるべきであるという御指摘をいただきましたので、そういうことを書いております。

その下になりますが、磯辺委員の方から、支援の在り方についても引き続き適宜見直されるべきではないかという御指摘をいただいておりますので、結局、この支援の在り方を見直すというのは団体の活動状況を踏まえつつということかと思われましたので、そういうふうに書いているというふうになっております。

私からは以上になります。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの消費者庁からの御説明につきまして、御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

磯辺委員、どうぞ。

○磯辺委員 ありがとうございます。

「第7 おわりに」のところの1の末尾の表記ぶりについて修文をお願いできればと思ひまして、御提案をさせていただきます。

私、前回お話しした趣旨は、実際にこの報告書に基づく支援が行われて、その結果を、団体が活動した結果を見ながら、さらに追加の支援が必要なのではないかと。他の視点での支援が必要なのではないかと検討していただくというふうなことで前回意見を述べさせていただいたかなと思っておりますので、そのことがより明確になるようお願いできればと思っております。

具体的な文章で言いますと、この2番目の前のパラグラフのところ「消費者庁においては」というところから始まりますが「適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対し適切な監督をするとともに、上記の観点から適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対し、本検討会報告書に基づく支援を実施することが期待される」というふうの一つ切っただいで「その支援を受けて後の各団体の活動状況を踏まえ、さらに必要な支援について検討し、取り組むことも期待される」というふうに書き分けていただけるとより明確になるかなと思われましたので、御提案をさせていただきます。

○升田座長 今、御意見をいただきましたので、ただいまの磯辺委員の御意見と原案の意

見について、何か御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

大高委員、どうぞ。

○大高委員 ありがとうございます。

今、消費者庁からの説明では「その活動状況を踏まえつつ」の中に将来の状況を踏まえてということが入っているという御説明でしたけれども、確かに原案の表現ですと、この報告書で書かれた支援策を適宜やっていくというようにも、その程度の趣旨だというふうに読める余地もありますので、そうではなくて、この報告書で御提案した支援策はまづきっちりやるのだ。その上で、さらに必要な方策がないかどうか、引き続ききちんと見ていくという趣旨はやはり出していただいた方が、この報告書の立場がより明確になって、いいのではないかとおは思いました。そういう意味で、賛成をいたしたいと思えます。

○升田座長 磯辺委員の修正案について賛成ということですが、他の委員の方、よろしゅうございますでしょうか。原案についてもよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○升田座長 ありがとうございます。

では、その点は修正していただきたいと思えます。

それでは、一応、報告書(案)の全部につきまして御意見をいただいたわけですが、本日御意見を伺っていただき、第3のところの若干の御指摘をいただきまして、その御指摘の中には盛り込めるといいますか、適宜、この原案に溶け込ませることはできるというところもありますが、伊藤委員の御意見についてはなお若干の、どの程度の隔たりかといっても、さほどの隔たりではないと認識しておりますし、多分、伊藤委員もそういう認識であると思えます。

そうしますと、結論的には報告書(案)の方向性を大きく変えるといえますか、そんなに小さくも変えるほどの御意見はなかったと思えますが、先ほどの伊藤委員の御指摘について、問題はこの場できちんとした提案ができて、それについて御意見を伺えるかといえますと、なかなかそこがまだ十分、若干の認識の違いがあるように思えますので、いかがでしょうか。何か他の委員の方で、先ほどの議論を聞いていただいて、最終的にまとめの方向で案を出すこととなりますけれども、その際の参考ということで御意見をいただけるのでしたら、この際、お願いしたいと思えます。

問題は、それが今日、具体的な案をここで鉛筆なめなめ、出せないということになりますと、結論的に現実的な方策としては、一応、私に御一任いただいて、それで後でそれぞれ案を持ち寄らせていただくということになると思うのですが、その段階でまた御意見をいただくということになるのですが、その段階ではおおむね各委員の御意見を踏まえたといえますか、御了解いただける案ということで御提示することになると思えますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、塚本委員。

○塚本委員 ちゃん理解していないのかもしれませんが、改めて認識の隔たりとい

いますか、それについて、もし伊藤委員、よろしければ、この点でちょっと隔たりがあるということをお説明いただけるとわかりやすいのかなと思います。

○升田座長 もう一つ、ストレートに言えば、どうしても、ここが基本である。譲れないかどうかは別にして、ここを重視してほしい。最初から譲れと言っているわけではないのですけれども、ここを重視してほしいというポイントがありましたら、委員の方もおられますので、ちょっと御説明いただけますか。

○伊藤委員 私の趣旨としては、この要望を、地方公共団体に要望があるのかどうかという点。それから、ニーズということです。この点については、もちろん、ニーズがあるかどうかという点はあるかもしれませんが、方向性として、現段階、現時点において要望あるいはニーズがなければ、その方向で検討しないのか、より積極的に進める方向で検討しなくていいのか、といえ、そうではないのではないのかという認識なのです。

つまり、情報提供をすることによって、どれだけの意義があるのかという点について、まだ十分、認識が得られていない、あるいは地方公共団体と適格消費者団体との間の日頃のコミュニケーションが十分できていなかったりしますと、例えばどういう情報を提供するとそれが活動につながっていくのかというあたりがまだわからない。それは探り探り、お互い普段のコミュニケーションをとりながら、こういう情報を提供すれば差止請求につながるのだなということが分かってくるという関係にあるかと思しますので、今、ニーズがあるかどうかではなくて、そのニーズを掘り起こすためにどういうことをやっていったらいいのかということを検討すべきであるということで、この要望・ニーズというところを消して表現ぶりを変えたらどうか。そうすると、前向きな方向が出てくるのではないかなということでございます。

○升田座長 他の委員の方、いかがでしょうか。

現状認識としては、この検討会でいろいろ御発言があったものを非常にラフに要約しますと、やはり地方公共団体にはいろいろ理由があって出たくないところが多いということと、一部の地方公共団体については、いろいろ消費者団体の方も御努力されて、ある程度、柔軟な取扱いをやっておられるところがある。しかし、それに対しては、大高委員とか磯辺委員からもお話がありましたけれども、なお不満な点がある。その辺をどうするかということが認識であろうと思うのです。

それについて、今後どうするかということで、地方公共団体の話ですから、ここで何もどうしろこうしろということにはできないのですが、希望としてどうするかということと、地方公共団体がそういうことでちゅうちょしておられるというのが、単なる意見なのか、その他いろいろ理由があつてのことなのかというあたりの認識も多分違うのかなという感じがいたすわけですけれども、いかがでしょうか。ほかの委員の方、何かございましたら。

どうぞ、榎本委員。

○榎本委員 ありがとうございます。

私も、必要な情報を提供していただくことには特に違和感はないのですけれども、必要

な情報を出しても、団体さんがリソースの問題でなかなか対応しきれないということが仮に続いたとしたら、出す側にもちょっとちゅうちょされる部分が今後出てくるのかなということを懸念しているのと、もう一つ、国が地公体の方にどれぐらい、こういったことを強く指導といいますか、指摘といいますか、できるのか。それがどれぐらい、実効性があるのかということをお伺いしておきたいなと思います。

○升田座長 では、質問の点だけお願いいたします。

○加納課長 やはり国が地方公共団体に対して何かあしる、こうしろというふうに指示する関係にはございませんので、お願いをする。伊藤先生の修文案で言いますと、周知をするというのが精いっぱいだと思います。

○升田座長 他の委員の方、いかがでしょうか。

それでは、ここでどうも具体的な案をお出しすることはできないのですが、最後に具体的な文言につきまして、自分で言うとなんですけれども、座長に御一任いただいて、その上で事務局の方ともう一度、再度検討しまして、案を具体的な案としてお示しして、それでまた御了解いただけるべくお願いしたいと思います。

どうぞ。

○加納課長 ちょっと座長と御相談させていただきたいと思いますが、先ほど私、あえて発言させていただいたのですが、周知するということがらには消費者庁としてやることは可能だと思います。ただ、先ほどの繰り返しですけれども、今の伊藤委員とか磯辺委員のお話をお聞きしていると、地方公共団体の方で精査をして、やりやすい情報をくださいということであれば、地方公共団体の実情からしますと、難しいことが多いのではないかと懸念される。

それで、今、榎本委員の御指摘のとおり、私どもからできるのはお願いするということにとどまるわけですから、こういった意義をお伝えしつつ、可能であれば自主的な情報提供について、やっていただけませんかというお願いをするという場合に、地方公共団体からすると、では、どこまでやらないといけないのですかという話になるわけでありまして、精査したものが欲しいというのは、それはそうなのですけれども、そんな余裕はないので、あるものを適宜お出しするとなった場合に、適格団体がどのような対応をしていただけるのかとか、それから、そのフィードバックはあるのかという議論になると思いますので、それについて適格団体としていかがかということについては、ある程度御議論がないと、私どもとしてもお話しするのは難しいところがございます。

○升田座長 委員の方も御承知かと思っておりますけれども、地方自治の制度が認められておりまして、団体委任とか機関委任とかでいろいろありますので、そういう枠組みの中でということになりますけれども、伊藤委員の方で何か。

○伊藤委員 団体の希望といいますか、できれば精査した情報をいただければ、団体としても、より効率的であるのは間違いのないと思うのですけれども、必ずしもそういうことを求めているわけではありません。ただ、その情報の内容によっては必ずしも取り組めるわ

けではないということをご理解していただき、団体の実情も理解していただいた上での自主的な提供をぜひお願いしたいという趣旨なものですから、その情報の精度の具合によってはすぐに取り組めるでしょうし、また、団体にどんどん情報が寄せられても、その中でふさわしい事案なのかどうなのかというのは検討するのですけれども、もちろん、地方公共団体の方から寄せられた情報は重視することになりますし、まず検討をしてフィードバックをしていくということは、適格団体としてもそういう認識、捉え方でおりますので、必ずしも精査したものをくださいというふうに希望しているわけではございません。

いただいた情報を団体としても検討した上で取り組んでいくということで、必ずしも取り組めるとは限らないということだけは理解していただき情報をいただければという趣旨で考えておまして、この点は今回の検討会に臨むに当たっても、私がそう考えているというだけではなくて、他の適格団体、私も2～3聞いてみましたところ、やはり同じような認識であると聞いております。ですので、そこは誤解を受けてしまうとこちらも困るなと思っています。

○升田座長 制度の枠内ということと、御希望は御希望としてあろうかと思えますけれども、一応、これは検討の報告書ですので、地方自治体にどう言えるかというのはまた別だと思えますので、そこは御留意いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。特によろしゅうございますでしょうか。

それでは、まず修文の問題ですけれども、磯辺委員と大高委員から第3のところでは若干御意見をいただいております、それは盛り込める範囲で盛り込むということでおおむね一致しているのだらうと思っておりますので、最終的には伊藤委員の先ほどの御指摘といいますか、ペーパーの問題についてどうするかということですが、先ほど来、議論しているようなことを踏まえつつ、最終的に御一任いただいた上で修文を加えまして、それぞれ取りまとめさせていただきますということで御了解いただけましたら、一応、これは終わりということになります、いかがでしょうか。

どうぞ、岡本委員。

○岡本委員 すみません。今日遅れて来てしまいました。

座長さんが今、おっしゃった点については異論はありませんので、それでお願いいたします。

それで、1点伺いたいのですけれども、今回、これで報告書ができて、これが公表された後には、具体的にはどういうことが起こっていくのかについて、ちょっと教えていただけますとうれしいのです。

○升田座長 では、課長からお願いします。

○加納課長 今回の報告書の中でいろいろと取組を盛り込んでおまして、今、まさに議論のありました制度の周知の問題とか、地方公共団体の要請の話とか、そういったところを順次、私どもの方でやれるところからやっていきたいと思っておりますし、また、今日はあまり御議論がございませんでしたけれども、仮差押えの担保問題とか制度的な問題、

あるいは予算措置の問題もございます。これは関係当局といろいろと相談をして進めていきたいと考えております。

○岡本委員 分かりました。

○升田座長 今年の秋に法律の施行が予定されていまして、それに向けていろいろな準備が進んでいるところでありまして、その一環としてこれが行われていまして、これが終わったからといって全てが終わっているわけではなくて、関連する問題がいろいろ準備されて施行日を迎える。それで施行日を迎えた後も、ここで委員の方から提案していただいていますように、引き続きということになっている部分もありますけれども、それをどういう形でやられるかというのはまた消費者庁の方でお考えだろうと思います。大体、そういう手順かなと思いますが、よろしいでしょうか。

○岡本委員 はい。

これは一つのアイデアですので、流していただいても全然結構なのですけれども、何かどこかでフォーラムを開くとか、せっかくこれだけの、私を含め専門家の方がいらっしゃって、これを周知するに当たっては一般の人も参加できるような、あるいはこういう問題があるのだなということが、一般参加できるようなフォーラム的なものがあると、私も告知しやすくなると思いますか、私はあまりこの分野については造詣が深くなかったのですが、非常に重要な問題だなということを改めて、参加しながら勉強させていただいたのですが、御参考までに、この分野を知っている方だけのところでいくのか、もしかすると広く、広く周知する必要があるのかどうかも含めてかと思うのですけれども、少し今後のところの周知が気になりまして、御参考までにといいますか、アイデアとして最後にお話しさせていただきました。

どうもありがとうございました。

○升田座長 何か特にございますか。よろしゅうございますか。

御意見がありましたことは理解するということになるろうかと思えます。

その他。

どうぞ、大高委員。

○大高委員 ありがとうございます。

座長がおっしゃったように、細かな修文は一任の上、取りまとめることに全く異存はございませんので、お願いいたします。

私も岡本委員と同じように、取りまとめを前提として一言申し上げたいのですが、今回の報告書で各所に制度の周知というものが出てきております。周知の対象はもちろん、地方公共団体であったり、一般の消費者であったりしますけれども、法律ができておよそ2年半経ちましたが、残念ながら、まだ十分に一般には認知されていないのが現状ではないかと思っております。もちろん、これには私が所属している日本弁護士連合会の方でも十分、宣伝が足りていないのではないかと思います。私どもにもその責任の一端はあるのかもしれませんが、やはり現状として、なかなかまだ一般の人にも周知

されていないですし、そもそも、我々の弁護士の中でもよく制度のことを知らない人がいるという状況です。

日弁連の方でも、この夏以降、様々な研修会とかセミナーとかを予定しておりますけれども、やはり一般の方の周知を高めるという意味では消費者庁がリードをとっていただく。ある程度、予算もお持ちでしょうから、これまでの周知のやり方を変えていかないと、なかなか認知が高まっていかないと思っております。ぜひ、その点については、施行まで残りわずかになりましたので、御努力いただければと思っております。

一言申し上げました。

○升田座長 それでは、御意見として承ったということにいたしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 すみません。ちょっと戻ってしまうのですが、伊藤委員の御提案に関連してとなります。この部分は、現行法上、求めに応じて地方公共団体は情報提供できる旨の規定になっているところをどうするかという書きぶりになっているので、「自主的に情報提供をすることが望ましい旨を周知する」という最後の結論のところ、若干、浮いているような気がします。具体案はないのですが、全体をもう少し再構成した方がいいような気がしますので、その点も含めて座長に一任させていただきたいと思っております。

○升田座長 それはもちろん、ペーパーをお出しになっているものは参考にいたしますけれども、多分、修文はもちろん、御意見は御意見としてであって、取りまとめられる内容で提示するということになると思っております。御趣旨は十分理解していますし、各委員からいただきました御意見も理解しているという前提であります。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

最初に申し上げましたように、今回で本検討会は最終回であります。検討会の閉会ということになりますけれども、閉会に際しまして板東長官より御挨拶をいただきたいと思っております。長官、よろしく願いいたします。

○板東長官 それでは、検討会の最後ということで、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

本日も含めまして、大変、委員の皆様には本当に丁寧に、また、活発な御議論をいただきましてありがとうございました。また、升田座長にも大変御努力・御尽力いただきまして、あと少し調整の部分が残っておりますけれども、大体取りまとめができたということで、本当に感謝を申し上げたいと存じます。

先ほどからお話がございますように、今年の10月に消費者裁判手続特例法がいよいよ施行されるわけがございますけれども、この法律の附則とか成立の時の附帯決議などでも、やはり適格消費者団体に対する資金の確保とか、情報の提供とか、そういった支援の在り方をきちんと検討していくようにということがございまして、それを受けての検討という

ことであつたわけですが、この消費者裁判手続法の施行のためというだけではなく、もちろん、現在の適格消費者団体が非常に消費者のために活動していただいているところが重要でございまして、それがもっと充実、広がっていくために必要なものとして、特定適格消費者団体だけではなくて、適格消費者団体全体の支援の在り方というものを今回検討させていただいたということでございます。

今、適格消費者団体の充実ということにつきましては、御承知のように、地方消費者行政の強化作戦というものを実施している中でも空白地域、空白のブロックのところを充実させて、なくしていこうという目標も掲げているわけですが、今、空白地域以外のところも含めまして、既に団体があるブロックのところも含めて、もっと身近なところで適格消費者団体を作っていこうという動きもございまして、これが今、いろいろなところでの検討が広がりつつあるところであると思っております。

そういうことも踏まえ、今回の取りまとめというものが非常に大きな力になっていく、推進力になっていくのではないかとと思っております。そのためには、先ほどから御指摘のように、消費者庁として今回取りまとめいただいたところの支援策については確実に実施をしていくことが重要になってくるわけですが、先ほど御質問もございましたけれども、今後、やるべき事柄がいろいろあるかと思っております。特に新しい仮差押えのための担保金に関する措置というものは、新しい仕組みも作っていかなくてはならないということですので、これは関係省庁、財政当局などともしっかりとすり合わせをしながら早期の実現を目指していきたいと思っております。

それから、周知に関しましてはいろいろ御指摘がございまして、まだまだ十分ではないと思っておりますけれども、やはり法律が施行されるというだけではなく、具体的にどういう団体がどこでどういうふうにいるのかという姿が見えて、初めて具体的に国民としては感じ取れるということもございまして、そういう意味では10月の施行以降のところも含めまして、我々としてもっと身近な機会を捉えて周知を図っていく必要があると思っております。

先ほどもフォーラムの実施という御提案がございましたけれども、全国的なフォーラムをやるというのも考えられるのですが、消費者庁が今、やっておりますこととしても、各ブロック、全国8ブロックで消費者グループフォーラムというものをやっております。そういったものも活用しながら、この制度を幅広く周知をしていくことも必要になるかと思っておりますので、そういった点でもまたいろいろ御協力いただければと思います。

いずれにいたしましても、10月の消費者裁判手続特例法の施行によりまして、ますます適格消費者団体、それから、スタートしていきます特定適格消費者団体の役割、それに対する期待というものが大きくなっていくわけですので、先ほどのお話のように、支援策を確実に実施するとともに、その活動や運用の状況を見ながら、引き続き必要な支援というものを考えていくというスタンスで臨みたいと思っております。

また引き続き、委員の先生方には御協力・御支援をお願い申し上げますので、

よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

○升田座長 どうもありがとうございました。

それでは、課長から事務的な御連絡をお願いいたします。

○加納課長 事務局からでございます。

改めまして、委員の皆様におかれましては、この検討会で御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

本日の御意見を踏まえまして、文言等の修正につきましては事務局の方で検討させていただき、座長と御相談をさせていただきたいと考えてございます。その上で最終的な取りまとめ公表という手順をとらせていただきたいと思いますと考えてございます。

以上でございます。

○升田座長 ありがとうございます。

長期間にわたり、お忙しい中、御参加いただきまして、かつ積極的に御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

終わってみれば短いもので、本検討会は今日で終了させていただきたいと思ひます。

なお、先ほど各委員の方からいろいろお話がございましたけれども、周知はそれぞれのところで行われるのですが、各委員の方々もぜひ周知の先兵として周知をしていただくということを期待しまして、長きにわたりましたこの検討会に御協力いただきまして本当にありがとうございました。

最後につまらないことですが、ちゃんとこのシナリオに書いてあるので申し上げますが、お手元の基本資料についてはお持ち帰りにならないようお願い申し上げて最後といたしたいと思ひます。

どうも、本当にありがとうございました。